

「離職期間が長くて保育士として復職することに不安」という人を対象に、就業体験を行います。

具体的には、保育所見学会等を開催し、その後市内の保育所などで5日程、1日6時間以内の保育実習や就業相談を行います。

保育士就業体験はじめます

保育士資格を持ちながら、1年以上保育の仕事から離れているみなさんの就職を支援します。

保育士さん大募集

「こども発達支援センター」へ
那覇市療育センターは就学前の子どもたちの発達に関する相談や訓練、障害児通所支援事業などを実施しています。

今年度から「こども発達支援センター」に名称変更し、これまでの事業に加え、対象児のいる保育所などの施設に直接出向き、施設職員へ助言する「地域支援」の充実を目指します。

療育センターは

新設することも教育保育課には、実務経験を有する専門職を配置し、教育・保育施設の支援、助言、指導を強化していきます。

「こども教育保育課」新設

質の高い幼児期の教育・保育の提供へ

子どもの笑顔が輝くまち
子どもは太陽 子どもは未来 子どもは世界

児童館へ出かけてみませんか？

児童館とは、健全な遊びを通して児童の健康を推進し、多くの仲間と触れ合う中で自己成長を促し、社会性を身につけ、情緒豊かにすることを目的として設置された施設です。

久場川児童館は県内で一番初めに設置された児童館で、昨年40周年を迎えました。また、今年4月には若狭児童館も40周年を迎えます。

市内には10の児童館があり、魅力的な遊びの場の提供、生活体験を豊かにするクラブ活動、子育て支援などを行っています。

ぜひお近くの児童館に遊びに行ってみませんか。



久場川児童館

☎ 861・2110

その他、短時間勤務の保育士を採用した保育所などに対する補助も実施します。

詳しくは、市ホームページをご覧ください。



☎ 861・6903

2019那覇市
こいのぼり掲揚式
4月12日(金)10時
場 那覇市こども発達支援センター
(那覇市鏡原町10番40号)



沖縄県が実施している「未就学児を持つ保育士に対する保育料の一部貸付」との併用で、保育料の4分の3の軽減が受けられます。

保育士として就職した場合のお祝い金「潜在保育士の就職応援給付金」(最大10万円)との併用も可能です。

保育料を軽減します
保育士として就職していない2歳までの子どもがいる人が、平成31年4月1日以後に、市内の保育所などに就職する場合に、保育料の一部を補助します。

保育実習期間等の給与相当額を(3万円程度)給付します。



子育て
インフォメーション

児童福祉週間 「その気持ち 誰かを笑顔にさせる種」

5月5日から11日までは「児童福祉週間」です。次世代を担う子どもたちが夢と希望を持って、個性豊かにたくましく育っていける社会づくりにについて考える期間として定められています。

市では、「那覇市世界にはばたく子どもの街宣言」の周知、こいのぼり掲揚式などを開催します。

NEW

産婦健診の費用を助成します

出産後2週間頃と1か月頃の産婦の2回分の健診費用を助成します。産婦健診を受けて、出産後のからだと心の健康状態を確認しましょう。健診の際には、受診票が必要です。詳しくは市保健所のホームページをご確認いただくか、出産予定の産科医療機関、地域保健課までお問い合わせください。

【産婦健診の内容】

産婦の診察と問診、血圧・体重測定、尿検査、心の健康チェック

市に住民票があり、出産日が4月1日以降で、産後8週までの産婦

市保健所地域保健課 ☎853・7962

4月乳幼児健診

	通知時期	受診可能な期間	健診日および受付時間
乳児健診	前期	3か月頃	14日(日) 21日(日) 13時～15時
	後期	9か月頃	14日(日) 21日(日) 9時～10時45分
1歳6か月児健診	1歳8か月頃	2歳未満まで	11日(木) 18日(木) 25日(木) 13時～14時30分
3歳児健診	3歳6か月頃	4歳未満まで	9日(火) 16日(火) 23日(火) 13時～14時30分

※お子さんの健診時期に個別通知を行っています(年間予定はホームページに掲載)

市保健所(与儀在) ☎853-7962

平成31年度就学援助の申請について

給食費、修学旅行費などの支払が困難な人に、費用の一部を援助します。市立学校の全小中学生にお知らせのチラシを配布しますので、申請方法などをご確認ください。

市在住で、国公立の小中学校へ通学している児童生徒の保護者または区域外就学で那覇市立の小中学校へ通学している児童生徒の保護者で、現在生活保護を受けている人や生活保護を受けていないが、援助を必要とする経済状況にある人。

※生活保護受給者は、修学旅行費、医療費の一部(虫歯の治療など)のみ対象

申 随時受付。4月からの援助を希望する人は、4月26日(金)まで

※申請月からの援助となります。

問 通学している学校の事務室または教育委員会学務課 ☎917・3505

児童扶養手当および特別児童扶養手当の額が変わります

	対象児童数	支給区分(月額)	改定前	改定後(4月分～)
児童扶養手当	1人	全部支給	42,500円	42,910円
		一部支給	42,490円～10,030円	42,900円～10,120円
	2人目加算	全部支給	10,040円	10,140円
		一部支給	10,030円～5,020円	10,130円～5,070円
	3人目以降加算	全部支給	6,020円	6,080円
		一部支給	6,010円～3,010円	6,070円～3,040円
特別児童扶養手当	1級該当児童		51,700円	52,200円
	2級該当児童		34,430円	34,770円

手当額は、法律により全国消費者物価指数の変動に応じて改定されます。

※2019年8月の定時払いから改定後の額で振込となります。

問 子育て応援課 ☎861・6951

《ひとり親家庭対象》 高等職業訓練促進給付金の給付

母子・父子家庭の親が、看護師、保育士、介護福祉士などの資格取得のため、養成機関において1年以上のカリキュラムを修業する場合に、高等職業訓練促進給付金を予算の範囲内で給付します。

申 4月26日(金)まで

※給付の際は審査があります。給付対象となる条件や期間など、詳しくはお問い合わせください。

問 子育て応援課 ☎861・6951

《ひとり親家庭対象》 進学費用の貸付

母子、父子、寡婦家庭のお子さんが大学などに就学する際の修学資金、就学支度資金などを貸し付けます。貸付には要件があり、貸付終了後は返済が必要です。進路決定前にお早めにご相談ください。

※貸付には、1か月程度かかります。貸付の可否は審査で決定するため、ご期待に添えない場合があります。

問 子育て応援課 ☎861・6951